

平成31年1月15日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 窪田(内2136) 二越(内2135) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 田中(内3746) 直通Tel073-441-3640 学校人事課 堀本(内3668)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

平成30年12月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	2
職員等	
計	4

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	2
面談	
電話	
計	4

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	ある県立学校の職員が一部の職員に対しパワーハラスメントを行っている。	所管外であるため不受理とし、教育委員会に回付した。(処理状況については、教育委員会①を参照のこと。)
②	ある振興局の職員は、過去に遅刻を繰り返していた。	通報の事実が確認できたため、所属長から、今後このようなことのないよう厳しく指導した。
③	ある町の職員は、おしゃべりをするなど勤務態度が悪い。	所管外であるため、不受理とした。
④	ある町の職員は、住民税を分納したにもかかわらず再度請求し、また、納税に関する法的知識もない。	所管外であるため、不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

1 ②

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

3 ①③④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1 ②
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	3 ①③④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(11月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	1
職員等	
計	1

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	1

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県立学校の職員が一部の職員に対しパワーハラスメントを行っている。	当該校に調査をした結果、ある職員が一部の職員に対し厳しい口調で指示を出すなど配慮に欠ける発言をしたことが判明した。パワーハラスメントを認定するまでにはいたらなかったが、当該校の校長より当該職員に対し言動の改善について指導を行った。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1 ①
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1 ①
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(11月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。